

コロナ核酸検査に関する契約

_____（以下「甲」という。）と社会医療法人春回会井上病院（以下「乙」という。）は、コロナ核酸検査業務委託契約（以下「原契約」という。）に基づき、コロナ核酸検査の委託について、次の通り覚書を締結する。

第1条（検査の委託）

甲は、臨床の診断または入所に資する目的で、コロナ核酸検査（以下「本検査」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条（被験者の意思確認）

甲は、本検査実施に関する被験者の意思決定について、本検査の内容および目的等について被験者の十分な理解が必要であるとの認識に基づき、予め本検査の意義、実施方法、検査の限界と危険性および検査料金等について、被験者あるいは被験者本人より同意を得ることが困難な場合は代諾者（以下「被験者あるいは代諾者」という。）に対して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

第3条（検査の実施および結果の報告）

乙は、別途乙が自ら定めるコロナ核酸検出検査（LAMP 法、TRC 法）に基づき次の通り誠実に本検査を実施し、甲にその結果を報告する。

- 1) 乙は、甲から本覚書に基づき本検査の委託を受けたときは、速やかに検査に着手する。
- 2) 乙は、原則として、本検査の結果を委託を受けた日から定められた日数以内に所定の様式の報告書をもって甲に報告する。
- 3) 乙は、本検査の結果について、甲以外の何人にも検査結果の開示を行わない。

第4条（守秘義務）

乙は、本検査実施に際して業務上知り得た被験者等の個人情報（プライバシー）に関わる秘密事項を秘匿する義務を負い、これを第三者に漏洩してはならない。

- 1) 乙は、本覚書終了後も前項の義務を負う。

第5条（検査委託料の支払い）

乙は検査を依頼された月の月末に締めて請求書を発行し、甲はその請求に対し翌月末までに検査委託料を乙に支払うものとする。

第6条（協議）

本覚書の各条項の解釈に疑義が生じた場合、甲と乙は誠実に協議してこれを解決する。

第7条（その他）

本覚書の規定と現契約の規定との間に万が一不一致がある場合は、本覚書の規定が優先する。

1）本覚書に規定のない事項については、現契約の規定が適用されるものとする。

本覚書締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

西暦 年 月 日

甲

乙 長崎県長崎市宝町6－12
社会医療法人春回会井上病院
院長 吉嶺 裕之